

会社法の論点解明(五)

早稲田大学大学院法務研究科教授・弁護士

稻葉威雄

III 会社法の理念と体系（続き）

一〇 会社法と法務省令

(1) 両者の関係のあり方——委任事項と省令制定手続

同じく電子公告規則の定めるところによるとの二二一条の規定とがある。したがつて、施行規則が親規則であり、計算規則と電子公告規則とは、子規則（施行規則の一部を別の法務省令で定めた）という形になつてゐる。

会社法が法務省令に委任している事項は、約三〇〇に上る。これに基づいて会社法施行規則（全二三八条）、会社計算規則（全一九四条）、電子公告規則（全一三条）の三つの法務省令が制定されている。もつとも、会社法施行規則には、法律で省令に委任された事項の一部につき、会社計算規則の定めるところによるとの一一六条と一五九条の規定と、

法務省令は量的に多い（条文数は会社法の半数近い）だけでなく、質的にも会社法の枠を超える面がある。会社法制の全貌は、会社法だけでは十分な理解をすることはできず、関連の法務省令をも、参照し、併せて検討することが不可欠である。しかも、法の内容を改変していくところがある。そのことの問題点

については、II六をはじめとして、これまで折にふれて述べてきた。

なお、施行規則一条は、会社法の委任に基づく事項「その他法の施行に必要な事項」を定めることを目的とするが、会社法のように一般私法において、法の委任なくして、いかなる事項を定めることができると規定するが、会社法のようないるのかについては、疑問がある。

a 省令事項の選定

新しい会社法制には、法のおかしさ・欠陥と省令のおかしさ・欠陥と両方の問題点があることは、これまでも、述べてきたとおりである。まことに、省令事項の選定の問題がある。國民が直接に法律と向かい合う私法（行政が介在する行政法ではない）の世界において、どこまでを法務省令に委ねるのが許されるか、また相当か、という問題である。これが、十分検討されたかどうかである。既述の事項とできるだけ重複を避けて述べたい（必ずしも、網羅的なものではないことをお断りしておく）。

b 省令制定手続

次には、省令事項の範囲・内容ともかかわるが、その制定手続は、どうあるべきか、ということである。行政（規制）法規であれば、所管官

序として、それなりの専門性を有し、関連情報を入手することはできるは

ずだが（行政責任）、それでも担当の官僚が独断で、法律の定めから直ちに出てこない規制を定めることができるようにシスルムは、適当ではない。審議会その他の手続を踏んで、関係者、有識者の意見をきちんと聞き、衆知を結集するのは、当然であろう。もちろん、これが、隠れ蓑になつてはならず、関係業界との不透明な取引等がないよう、その検討のプロセスと制定される定めの根拠が開示される必要がある（注1）。

（注1）パブリック・コメントに付したから、十分意見を述べる機会を与えたとか、制定手続の透明性・慎重さが確保されたというものではない。問題は、その実効性である。たとえば、省令の原案が提示され、それについてのパブリック・コメントが求められた場合において、その検討を最先順位の仕事にせざるを得ない直接の利害関係者（規制を受ける企業関係者）はともかく、それ以外の者については、その検討のために注ぐことができるエネルギーを超えて、やみくもにコメントを求めて無意味である。

今回の省令案についていえば、その原案の趣旨と問題点の説明の提示はなく、意見提出までの期間も、短期間に

過ぎた（その量と規定の分かりにくさから、検討意欲が湧かず、思考停止の状況になる。正直にいえば、個人的には、現在でも計算規則の多くの規定については、その状態といつても過言ではない）。このような意見提出（検討）の意欲を始めから阻害させるようなやり方をしたのでは、到底本気で公正な意見を求めるつもりがあったとは、思われない。

会社法の目的は、会社の効率性と健全性の確保であるが、その両者の関係には、前にも述べたとおり、トレードオフの要素がある。その一方で、企業は効率性の追求には熱心だが、健全性の確保（特にそれが効率性の確保ひいては利益の向上に繋がらない場合）には、それほど熱心でない、という傾向があることは否定できない。十分な検討の余裕が与えられない場合に寄せられる大半の意見が、公正なものでなくなるおそれは、上述の事情（精力的に検討する者は、直接的な利害関係をもつものに限られる）から、明らかである。現に私が、会社法に関する問題点を法当初も問題があるとは思っていたが、それは皮相的な認識にしか過ぎなかつた。

裁判所が主宰する訴訟に関する手続に関しては、最高裁判所（裁判官会議）が、憲法上の規則制定権を有する

し（七七条一項）、法律で委任されることは多い（民事訴訟法三条等）。会社法八七六条にも定めがある。裁判所は、訴訟手続に関して高度の専門性を有する。それでも、最高裁判所規則の制定については、規則制定諮問委員会の制度をもつ。

法務省令は、法務大臣が制定権者であり、法務省は、登記を所管するから、会社法に関しては、会社の登記については、専門性を有する。また、内閣提出の会社法制に関する法律案の立案担当は、法務省民事局である。その後始末としての法務省令制定を同省同局が行うのは、当然である。会社法の制定（その基礎としての法案の作成）は、法制審議会の答申に基づいて行われる。

したがつて、法務省令の内容が、その過程で十分審議され、確定したもので、国会でもそれなりに説明がなされて、了承が与えられていれば法律と省令との関係をことさら検討する必要はない。しかし、実際の省令委任事項には、省令に丸投げしたとみえるものが、多数ある。それが、本質的に国民の権利義務に重大な影響を及ぼさない、技術的事項であれば（法律によつて、省令で定めるべき事項の範囲が限定され、省令

で定める基準が明確であれば、それほど問題はない。しかし、実際には、実質として重要な影響を及ぼす事項が多数含まれている。

たとえば、会社の開示事項の具体化は、明確化とともに、社会状況の変動に応じて、適切に変更（スクラップ・アンド・ビルト）すべき要請があるから、省令に委任された面がある。その際、会社運営の適正を図り、関係者間の利害を適切に調整するという抽象的な目的は、明確であるが、その具体化の内容は、一義的には明確ではなく、政策的考慮の余地がある。計算関係についても、同じである。

しかるに、今回の会社法に関する省令の制定については、この点についての配慮が全くみられない。このことは、特に会社計算規則を取り上げて、既に述べたとおりである（II 六参照）。手続のいかんが、その実体に関する違法性や公正性の判断にどれだけ影響するかは、行政処分の決定、会社の機関による決定に共通して、問題とされる点である（手続が慎重にされたことで、実質が違法・不適正でないことが直ちに推認できるかは問題だが、その手続の実質によることになろう）。

逆に慎重な手続を欠いたことが、その判断にどのような影響を与えるかも、問題であるが、このような粗雑な省令の制定手続は、その適法性の判断に有利に働くことはないはずである。

現実の法務省令が、会社法の委任の範囲を逸脱しているのではないか、ということについては、これまで、折に触れ言及してきた。これも、大問題であるが、ここである程度まとめて検討してみたい。

(2) 法律の授權の範囲—会社法はどういう省令の定めまでを許容しているか

法務省令には、会社法施行規則、会社計算規則、電子公告規則の三つがあることは、既述のとおりであるが、電子公告規則は、技術的なものであり（政策的な要素はない）、会社法によって新しく導入された内容のものでもない。新機軸として特筆すべきものはない。問題は、施行規則と特に計算規則である。なお、(2)では、明確化のため、会社法の条文にも、法を冠記する。

a 会社法施行規則

施行規則に委任された事項の意味が明確でなく、また予想されなかつた定めをしている例がいくつかある。

①法二条三号、四号は、子会社・親会社の定義につき、いずれも「法人として法務省令で定めるもの」とする。これにつき、施行規則二条三号は、「会社等」という定義を定め、会社（外国会社を含む）、組合（外国における事業を含む）その他これらに準ずる事業体をいう、とする。そして、同規則三条一項・二項は、この法二条三号・四号の「法人として法務省令で定めるもの」は、同規則二条三項二号の「会社等」をいう、とする。

「組合」は法人ではなく、そして「事業体」も法人でないものが含まれる趣旨であることは、明らかである。法の「法人として」という文言がもつ意味をどう解したのであろうか。これは、もともとの会社法の規定の詰めが甘く、文言が適切でなかつたことに起因する弥縫策というべきであろうが、おかしいことには変わりがない（同じことは、最終事業年度についての法二条二四号が株式会社しか意識していないことを是正する施行規則二条三項九号および計算規則二条三項一号についてもいえる）。

ちなみに、会社法では、親子会社

関係について、実質的に支配関係があるかどうかによつて判断するものとしている。そのこと自体は、正当であるが、ともかくその実質を定める規則の表現が分かりにくい。

②法一〇八条二項は、種類株式の内容につき定款で定めるべき事項を種類ごとに列挙している。そして、同条三項は、そのうち、剰余金の配当について内容の異なる種類の種類の株主が配当を受けることができる額について、定款に定めず、発行までに株主の他の法務省令で定める事項に限つて、定款の定めをすることができるが、この場合には要綱を定めなければならない、と定めている。

その法務省令は、施行規則二〇条であるが、「定めるものに限り」という法律の定めからは、およそ予測しがたいものである。つまり、たとえば、剰余金の配当や残余財産の分配については、配当・残余財産の種類以外の事項とするなど同条に定めは、定款で具体的に定めなくてよい、としている。種類株式という、

えて株主平等原則とはいわない）から問題がある。それにもかかわらず、現実にはその必要がある場合も存在することから、その必要に応じ、定款自治による種類株式の出現が認められる。しかし、その内容が合理的なことを、その出現によって影響を受ける株主が認識した上で、承認すること（それができるものであること）が前提でなければならない。

法一〇八条三項は、同条二項が定めた各種類株式の内容をさらに具体化し、実際上定款で定めることが極めて困難であり、株主の保護のためにも不可欠とはいえない事項を限定することは、省令に委任するのが適当と考えたものと解される。

しかし、現実の施行規則二〇一条一項の定めは、省令で定めるものに限ってではなく、省令で定めるものを除いてであり、殆ど全面的に定款自体において定めることを免れることを認めるものである。しかも、その際に定款で定めるべきものとされる前記要綱の内容も全く不明確である。平成一三年改正の流れを引き継いだとはいえ（根本改正としては、安易である）、経営者支配を助長する便宜主義の極みといわなければならない。

③施行規則二三条一二号の連結配当規制適用会社である親会社の株式につき、子会社が他の子会社（兄弟会社）から取得することを許容している定めは、明らかに法律の授權の範囲を逸脱している。このことは、法律に全く根拠のない連結配当規制という制度を導入した計算規則に関する連して、改めて検討する。

④法一四一条二項・一四二条二項は、会社が譲渡制限株式の譲渡承認を拒む場合において、会社または指定買取人による買取りの通知をするには、一株当たり純資産額に買取請求株式数を乗じた金額を供託しなければならないものとしている。この場合の一株当たり純資産額の算定については、法務省令で定めることになつてている。

これを定めるのが、施行規則二五一条である（「基準純資産額」とかい用語が使われている）。純資産額の算定は、清算会社を除き、従前の資産から負債を控除する方式ではなく、積上方式によつているが（同条三項）、そのことはともかくとして（注2）、種類株式について、「株式係数」なる奇妙な概念を用いて、株式の種類によってその額が異なるこ

とを認めている（同条四項）。この係数は、定款で定めることが要求されているだけで（五項）、その意味は、全く明らかでない。

（注2）これは、法務省令における一貫した取扱いであるが（施行規則一三四条・一三五条・一三七条・一九六条等）、自己株式の取得を、株主への会社財産の払戻しと観念する限り、純資産額に自己株式の簿価を算入することはおかしい。むしろ、自己株式の数を発行済株式数から控除して（消却した場合と同じ）、一株当たり純資産額を算定するものとすべきものである。

継続企業において、株価の算定について、純資産額がどのような意味をもつかは、必ずしも明らかでなく、特に種類株式の価額が種類によつてどのように変動するかは、問題であつて、全く解明されていない。たとえば、特に残余財産分配に関する種類株式については、その内容いかんによつては、大きな影響をもつ。しかし、ここで純資産額の供託は、そのまま株価とされる可能性はあるにせよ（法一四四条五項）、いわば買受申出の担保たる性質をもつものにすぎない。種類株式というパンドラの箱を十分な準備なしにあけたことによつて、それが株式の種類を問わず一律に株価に直結

するおそれが生じたものである。そのために、このような規定を設けることはできない。

このように種類株式ごとに、特段の制約もない定款の定めによつて、その一株当たり純資産額の変更を認めるというようなことは、その純資産額という文言の意味・概念からはおよそ予想できないものであるし、説明がつかないものである（純資産額という概念からの明らかな逸脱）。なお、基準算定日を通知の日とした場合（施行規則二五条六項）の同条三項四号の剰余金の額は、何を意味するのか（どのように算定すべきものか）疑問がある。

⑤次には、いわゆるウェブ開示（施行規則九四条）が問題である。法三〇一条一項は、書面による議決権行使を定めたときは、総会の召集の通知に際し、法務省令の定めるとおりにより、参考書類および議決権行使書面を株主に交付しなければならない、と定める（議決権を有する株主千人以上の会社については、これは義務である）。ところが、施行規則六五条二項は、交付という文言に「（当該交付に代えて行う電磁的方法による提供を含む。）」という

力ツコを付加し、かつ、同規則九四条一項は、参考書類に記載すべき事項をインターネットで開示するときは、当該事項は、当該事項を記載した参考書類を株主に提供したものとみなす、と規定している。これが、ウェブ開示である。

このウェブ開示は、法三〇一条一項に照らすと、二つの点で問題がある。まず、「召集通知に際して」という要請を充たしているかどうかである。書面による議決権行使および参考書類の制度は、特に株主が分散した大規模会社（法が強制している）においては、株主が総会に出席して議決権を行使するには、困難があるから、そのような株主についても、その意思を総会に反映させることができるようにするためのものである。総会に出席して、総会の場での説明を現実に聞かなくても、議決権行使のための意思を決定するのに必要な相当の情報が得られるようになるのが、参考書類である。これは、会社執行部から株主へのコミュニケーションを図るためのものである。

その参考書類は、まず、総会召集通知と同時に送付されるべきものとするのが、「際し」の趣旨であり、

（注3）法三〇二条一項も、三〇一条と同様、参考書類の交付を義務付けているが、これは電磁的方法による議決権行使を認める場合の措置である。電磁的方法による議決権行使をする株主については、デジタルデバイドの心配をする必要はない。その点で、書面による議決権行使の場合、特にそれが強制される会社の場合とは、差があるように思われる。

該当する全ての株主に総会での議決権行使の機会を確保する趣旨で、参考書類は、書面であることを前提にして、交付という文言が用いられている（それは、召集通知と同時にされるべきである）。交付は、引渡しを意味する語であり、書面のような有体物を対象とする。情報の提供は、本来交付とはいわない（注4）。この点では、同じWEB開示でも、施行規則一三三条三項、計算規則一六一条四項・一六二条四項による計

それがウェブ開示によつて充足されているとはいえないであろう（その情報を即時無償で入手することができない株主も、多数存在する）。ウェブ開示には、デジタルデバイド（格差）の問題がある。全ての株主について、ウェブ開示に対応できる環境が整つているかどうかが、問題である（注3）。

算書類・事業報告に関するものは、法四三七条・四四四条六項に基づくもので、法三〇一条に基づくものではない。

（注4）株式の無償交付という、かつての用語（法律上の用語ではなかった。平成二年商法改正前の二九三条ノ三・二九三条ノ三ノ二参照）は、株式と株券とが結びついていたから、使えたのであろう。会社法が、有価証券の発行を原則としない株式・新株予約権・社債について交付という用語を公然と使用していること（法二〇七条二項二号口二・一〇八条二項五号口等）には、違和感がある。

法四三七条・四四四条六項の規定は、株主への提供という語を用いており、解釈に幅があり得る（これが、意図的なものであるかどうかは、判然としない。前記施行規則九四条でも提供という語を用いている）。また法四三八条は、提出または提供という文言を用いており、その二つを使い分けているようにみえる（提出は、より則物的な語感をもつ）。このことに照らしても、前述の施行規則六五条二項においては、「交付」にインターネットによる情報提供を含むとし、同規則九四条では、交付という文言を避けて、「提供」とみなすとしているのは、言葉

の言換えるによるごまかしである。

ウェブ開示の採用自体は、IT環境の進展および普及に伴い、書面による開示事項との選別がきちんとされる限り、頑なに拒否すべきものではない（間接開示事項とされているものをウェブ開示事項とすることも、併せて検討されるべきである）。しかし、それは、十分な検討を経た上で、手順を踏んで行われるべきものである。法律上予想もできなかつたような形でいわば腰だめ的に導入すべきではない。

⑥法三一九条は株主全員の同意による総会の決議の省略を、法三二〇条は報告事項の通知により総会での報告を要しないことについての株主全員の同意による報告の省略を認めている。このみなし決議の成立により、法三一九条二項は、この同意を証する書面または電磁的記録の一〇年間の本店備置き等を定めるが、報告については特段の定めはない。

施行規則七二条四項は、これらの場合について議事録を作成すべきもとのとしている。しかし、その定めの根拠は、会社法にはない。総会が省略された場合には、その議事はあり得ないから、法三一八条一項が根拠となることはないはずである。そも

そもそも、これを議事録と称することが無理である。施行規則七十二条一項において、法三一九条・三二〇条の場合まで、法三一八条一項を根拠としているのはおかしい。

これは、取締役会に決議の省略に関する三七〇条の場合について、取締役会議事録としての記載事項を定める施行規則一〇一条四項の定めについても、同じである。

これらの記録化の形式・内容については、法務省令へ委任する別の根拠が必要である。

b 会社計算規則

法による授権の範囲について疑いが生ずる最も基本的な事項は、会社計算規則の大半の規定の根拠とされている法四三二条一項と六一五条一項とである（施行規則一一六条一号・一五九条一号）。法務省令の定めであるところにより、正確な会計帳簿を作成しなければならないとの定めである。これは、法四三一条・六一四条の「会社の会計は、一般に公正妥当と認められる企業会計の慣行に従うものとする」という規定に続くものである（注5）。

この規定によつて、組織再編の場合以外の資本額の算定基準をも計算規則で定めることができるとの扱い

がされている。これは、明らかに法四四五条の規定の存在の意味（積極・消極両方の意味）を無視するものである。

（注5）会社法制定前の商法においては、商人一般につき、その三二条に商業上の財産および損益の状況を明らかにするため会計帳簿（および貸借対照表）を作成すべき旨と、商業帳簿の作成に関する規定の解釈については公正な会計慣行を斟酌すべき旨の定めがあつた（しかし、会社法には、会計帳簿の作成の基準に関する規定ではなく、上記四三二条一項・六一五条一項に定めがあるだけである）。三三条一項には、会計帳簿の記載事項が定められ、そこに記載すべき財産の評価の原則については、三四条に定めがあつた。株式会社の会計帳簿に記載すべき財産については、三四条にかかわらず、法務省令の定めるところによりその価額を付する旨が二八五条の定めであった。

平成一四年改正で、旧二八五条の定めがされる前は、評価と繰延資産に関する規定が、商法に定められていました。これとは別に貸借対照表・損益計算書・営業報告書・附属明細書の記載事項・方法は、法務省令で定める旨の改正前商法二八一条五項の定めがあつた。これらに基づき、商法施行規則の会計に関する規定が定められていた。この改正が、今回の

会社法と法務省令との関係の先触れであつたと考えられる。しかし、同改正の際、その省令委任の意味や規定のあり方について、十分な検討がされたかどうかは、疑わしい。

このような会社法の定め自体が、極めて拙劣で、本来的な制度会計の考え方からいと、おかしなものである。つまり、公正な会計慣行と法務省令と正確な会計帳簿の三者の関係が、整理されていない（正確な会計帳簿という文言で、どのような事項をカバーすることになるのかは、判然としない）。法律の定めで、その関係を整理しておいてはじめて、省令に委任することが許されるものは、はずである。それとも、この規定が、省令の制定の基準を定める意図であつたのであろうか。しかし、公正であるための判断基準は、示されていないから、法務省令の制定を法務省当局に委ねる前提（その作成基準）について問題がある。

「会計慣行」は事実であつて、存在するとは限らない。「公正妥当」は規範判断である。現に持分会社については、現在のところ、公正妥当な会計慣行の存在は、認められないと考えられる。合同会社は、会社法が創設したものであり、慣行が成立するような伝統はない。合名会社、合資会社については、税務処理のための会計はあつたであろうが、会社法としては、その会計のあり方にさほど関心はない。会社の財産のみがその債務の引当てるわけではないからである。

何をもつて「正確な」とするかは、たとえば資産の評価一つとつても、時価によるべきものか（時価にもいろいろある）、取得価格によるべきものかは、一義的には定まらない。この規定によつては、法務省令の定めが許される範囲とその作成基準とは、必ずしも明確ではない（注6）。

（注6）さらに会社計算規則三条には、この省令の用語の解釈および規定の適用については、一般に公正妥当と認められる企業会計の基準その他の企業会計の慣行をしん酌しなければならない、といふ会社法の原則規定とは表現が異なるが（旧商法三二条二項に近い）、類似する規定があるだけ、その混迷がより深まる（「企業会計の基準」をことさら明示した意味も問われる）。相澤哲・郡谷大輔・和久友子『会計帳簿』商事法務一七六四号一三頁に説明があるが、説得的とは思われない。

もちろん、比較法的に諸外国の例をみても、会計に関しては、ルールが膨大になること、現実の会計事象

の変更が激しく、これに応じてルールの頻繁な改正が必要になることから、法律に規定することに困難があり、必ずしも法律で定めてはいらない。これを法務省令等に委ねることには、やむを得ない面がある。しかし、一応の体裁は整えておくべきである（注7）。

（注7）特に株式会社のような有限责任の会社においては、会社債務の引当てとなるのは、法律の原則としては、会社財産だけである（業務執行者が保証等の責任を負う必要があることは、事実問題である）。そこでは、政策として有限責任を認めるに当たっても、そのことによる危険を負担する債権者の保護のため、会社財産が適正に分別管理され、その結果が適正に集約され、最新の状況が報告される必要がある（これは、株主と業務執行者が分離している場合には、株主のためにも重要である）。その計算（会計）処理の基準は、これらの目的を達成するものとして、設定され、共通化される必要がある。法律は、そのことを明示すべきである。

き旨等（イギリス会社法、ドイツ株式法、カリフォルニア会社法等に例がある）を定め、そのために法務省令に必要な定めをすることができるとすること（できれば法律でその内容をある程度具体化するのが相当である）が適当であるとともに、法務省令の制定手続（会計の論理と会社法の論理とのすり合わせを適切に行うため）を整備すべきであつた。

そして、会計慣行の扱い（公正妥当と認めるべきものの範囲・その慣行が成立していない場合に法務省令が果たすべき役割等）についても、考え方を整理すべきである。会社法制定前の斟酌規定との異同（企業会計審議会等が作成する会計基準に直接の法規性を認めることの問題点を回避する一方で、その内容を企業会計に適切に反映させるための定めであつた）は、明確には整理されていないようと思われる（注8）。

（注8）証券取引法（金融商品取引法）に基づく財務諸表規則等においては、企業会計審議会の公表する会計基準が、財務諸表等の作成につき従うべき一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に該当すると定められている（同規則一条二項等）。しかし、会社における会社は、有価証券報告書提出会社に限らない。関連して旧商法

施行規則二九七条、会社法四四〇条四項参照（その意味が問われるべきである）。それが妥当する範囲を明確にすることは、困難である。その作成過程も、作成された基準の内容も、法務省が責任を負えるものではない。裁判が認められるが、最終的な公正妥当性の判断は、裁判所に留保される。

株式会社の計算に関する会社計算規則に対する会社法による授権の根拠は、施行規則一一六条に列挙されている。

会計帳簿の作成基準との関連の問題点については、前述した。ここでは、専ら同条各号に掲げられた株式会社の計算に関する問題について検討する。

計算書類に関しては、成立時の貸借対照表につき法四三五条一項、各事業年度の計算書類・事業報告書と附属明細書につき同条二項が、臨時計算書類につき法四四一条一項が、連結計算書類については法四四四条一項が、それぞれ省令委任をしていく（施行規則一一六条二号・七号・八号）。

そのほか、剩余金の配当に伴つて計算上すべき資本準備金または利益準備金につき法四四五条四項が、合併等の組織再編の際に計上する資本・

施行規則二九七条、会社法四四〇条四項参照（その意味が問われるべきである）。それが妥当する範囲を明確にすることは、困難である。その作成過程も、作成された基準の内容も、法務省が責任を負えるものではない。裁判が認められるが、最終的な公正妥当性の判断は、裁判所に留保される。

準備金については同条五項が、それぞれ省令委任を定める（施行規則一四六条一号ホ・七号、剩余金の分配可能額の計算（算定）については法四六一条二項二号イ・五号・六号が定めている（施行規則一一六条一〇号）。

法四三六条一項・二項（施行規則一一六条三号）は、監査に関する授権規定であり、法四三七条（施行規則一一六条四号）は、計算書類・監査報告等の株主への提供に関するものである。法四三九条（施行規則一一六条五号）は、会計監査人設置会社において計算書類の株主総会決議による承認を不要とする要件に関する授権である。施行規則一一六条六号が掲げる法四四〇条一項三項は、計算書類の公告に関するものである。

計算書類の公告に関するものである。施行規則一一六条七号の臨時計算書類に関しては、法四四〇条一項はその作成に関する前記のものであるが、同条二項は、その監査に関するものである。同条三項はこれにつき総会の承認を要しないものとするための要件に関するものである。臨時計算書類を作成する場合の分配可能額算定に関する控除項目に関する根拠規定

の準備金については同条五項が、それぞれ省令委任を定める（施行規則一四六条一号ホ・七号、剩余金の分配可能額の計算（算定）については法四六一条二項二号イ・五号・六号が定めている（施行規則一一六条一〇号）。

法四三六条一項・二項（施行規則一一六条三号）は、監査に関する授権規定であり、法四三七条（施行規則一一六条四号）は、計算書類・監査報告等の株主への提供に関するものである。法四三九条（施行規則一一六条五号）は、会計監査人設置会社において計算書類の株主総会決議による承認を不要とする要件に関する授権である。施行規則一一六条六号が掲げる法四四〇条一項三項は、計算書類の公告に関するものである。施行規則一一六条七号の臨時計算書類に関しては、法四四〇条一項はその作成に関する前記のものであるが、同条二項は、その監査に関するものである。同条三項はこれにつき総会の承認を要しないものとするための要件に関するものである。臨時計算書類を作成する場合の分配可能額算定に関する控除項目に関する根拠規定

が、四六一条二項二号イ・五号である（施行規則一一六条一四号）。

また、法四四四条（施行規則一一六条八号）は、連結計算書類に関するものである。その一項は、前記の作成に関する法務省令委任の規定であり、四項は監査に、六項は株主への提供について省令委任を定めるものである（なお、事業報告関係の項目は、施行規則において定められて いる。同規則一一七条）。

金の積立てが例示されている)において定めるべき事項については法四五二条が定め(施行規則一一六条一号)、剩余金の配当等を取締役会が決定する旨の定款の定めが効力を有するための要件につき法四五九条二項(施行規則一一六条一二号)が、この決定を株主総会の権限から排除する定款の定めが効力を有するための要件につき法四六〇条二項(施行規則一一六条一三号)が、定めている。そのほか、法四六一条六号が、分配可能額を算定する際の一般的な控除項目についての省令委任の根拠規定である(施行規則一一六条一四号)。

剰余金を減少してする資本金・準備金の増加および剰余金の配当その他の会社財産の処分を除く、その他剰余金処分（損失処理・任意積立金の積立てが例示されている）において定めるべき事項については法四五二条が定め（施行規則一一六条一号）、剰余金の配当等を取締役会が決定する旨の定款の定めが効力を有するための要件につき法四五九条二項（施行規則一一六条一二号）が、

(注9) 計算書類や附属明細書の記載に於ける法務省令への委任は、一九三八年（昭和一三年）に遡る（商法中改正法施行法四九条）。財産評価や繰延税金等の資産計上に関する規定は、法律（商法）において、定められていた。それが、二〇〇二年（平成一四年）商法改正において、「会社の会計帳簿に記載・記録すべき財産については、法務

これら一連の授権規定によつて、現在の会社計算規則を制定することが認められるかどうかは、極めて疑問である（注9）。まず、会計帳簿に関する法四三二条一項による授権を極度に広くとらえないと、計算規則は成立し得ない。しかし、会社法と異なるた定めをする余地はあり得ない（たとえば、法四四五条）。また、組織変更・組織再編に伴う計算処理もすべてこれで賄うというのは、同条五項が、ことさらその際の資本・資本準備金についてのみ、省令への委任を定めていることから、おかしい。

企業結合や組織変更・組織再編に
関し、計算処理が重要な意味をもつ

の内容を明確に示すべきものである。
なお、会社法上、このようないま
いな定めが重複して存在し、その意味
に疑問があるのは、監査報告の作成に
関する法三八一条一項（監査役会に
いては同様の規定はない）および会計
監査報告に関する法三九六条一項と計
算書類等の監査に関する法四三六条一
項二項・四四一条一項・四四四条四項
とである。法四三二条一項とも対比す
ると、それぞれの省令委任の意味が
はつきりしない。施行規則一〇五条・
一一〇条の内容は、「報告」について
のものとは解し難い。

省令に定めるところによりその価格を「支拂することを要す」という改正二八七条付の定めによつて、省令委任がさわざつた。この際に繰延資産に関する規定（改正前二八六〇二八七条）も、省令に委ねられたが、これが当然に「省令の定める価額」に含まれるべきかどうかは、疑問である。繰延資産は、その計算上に裁量が認められ、擬制資産といふ特殊な性質をもつ。会社法は、「債務省令で定めるところにより、適時的に、正確な会計帳簿を作成しなければならない」という極めてあいまいな定めをしている。このようないまいな省令委任がどのような意味をもつか、大いにまた意味をもたせるべきかは、大いに問題である。もつと限定して省令委任

べきではない) ものである(注11)。
(注10) 現物出資の場合の資本金額の算

計算規則上問題があることが明白なものとして、まず、①資本額の算定に関するものがある。組織再編に伴う場合（四四五条五項）を除いては、資本額の算定に関する省令委任はない。計算規則三七条一項五項（注10）・四〇条一項五項六項・四一条一項・七四条一項五項等は、明らかに法律の定めに違反する（設立や有償の新株発行において、資本増加額が零ましてそれ未満になることは、あり得ない。そのような新株発行は

ことは、もともと明らかである。経常的な会計処理に関して法務省令で定めるのであれば、組織再編等のそれについても、法務省令で定めるべきものではある。しかし、法律の上でそれ（省令委任）を明確にしていいのではなく、欠陥立法というほかない。そもそも、組織変更につき、株式会社と合名会社・合資会社・合同会社間のものとしておきながら、資本概念がある合同会社とそれがない合名会社・合資会社との差について、法律上何らの手当てもないといふのは、信じ難い欠陥といわなければならない。

べきではない) ものである(注11)。
(注10) 現物出資の場合の資本金額の算

計算規則上問題があることが明白なものとして、まず、①資本額の算定に関するものがある。組織再編に伴う場合（四四五条五項）を除いては、資本額の算定に関する省令委任はない。計算規則三七条一項五項（注10）・四〇条一項五項六項・四一条一項・七四条一項五項等は、明らかに法律の定めに違反する（設立や有償の新株発行において、資本増加額が零ましてそれ未満になることは、あり得ない。そのような新株発行は

ことは、もともと明らかである。経常的な会計処理に関して法務省令で定めるのであれば、組織再編等のそれについても、法務省令で定めるべきものではある。しかし、法律の上でそれ（省令委任）を明確にしていいのではなく、欠陥立法というほかない。そもそも、組織変更につき、株式会社と合名会社・合資会社・合同会社間のものとしておきながら、資本概念がある合同会社とそれがない合名会社・合資会社との差について、法律上何らの手当てもないといふのは、信じ難い欠陥といわなければならない。

定は、法四四五条一項の定めにより、現物出資財産の実価によるべきものである。これと別の数額を簿価とするのであれば、何らかの調整手段を講じない限り、適法な貸借対照表は作成できないし、資本維持もできない。したがつて、計算規則三七条五項・四〇条五項六項・七四条五項等の規定は、おかしい。つまり、これらの規定は、それぞれの各一項の定めと併せ読むと、何らの調整もすることなく、株式の発行は実価により、資本額の算定は簿価によることを認めるという趣旨のよう

剩余金の額は、同号イロの合計額からハニと法務省令で定める額（同項七号）を減じたものと定めている。その省令は、計算規則の一七七条であるが、そこでは前記イないし二所定の額はすべて消去されるものとされ、結局は計算規則上のその他資本剩余金とその他利益剩余金のみが残る。これは、実質的に剩余金計算を省令に委ねたのと同じである。このような定めが合法的なものかどうかは、極めて疑わしい。

(3) 資本額等の増減に関する法四七条、四四八条、四五〇条、四五一条にも、省令委任の定めはない。計算規則四八条、四九条から五二条までの規定中、法律は何らの制限をしていないにもかかわらず、資本組入原資を資本性のものに制限することは許されないものである（注12）。

規則に附則一条が追加され、当分の間、その額を零としている。しかし、これは、もともと法律の定めの上から、およそ許容されないものであつて、会計処理基準がどうのという問題ではない（これは、まさに前掲八江頭（注2）文献が指摘する、法律以外のルールに「根拠なく」依存することの問題の典型というべきものである）。

(注12) これも、資本勘定と損益勘定との峻別という会計のルールを貫徹しようとする表れの一環と考えられる(尾崎安央『会社の計算』ジュリスト一五号一三頁)。計算規則四五条・六条等も、その趣旨のものである(資本剰余金の払戻しの際の資本準備金の積立ての意味にも、問題がある)。しかし、この点に関する会計の論理と会社法の論理の調整は、安易に法務省の担当者が決めるべきことではない。

る。取締役会限りですることは本来すべきでないであろうが、利益準備金の認める意味とその性格について、議論が必要である。なお、資本準備金の意味についても、同じように検討が必要で、法四四五条二項・三項の意味も再検討すべきである。また、資本の減少による会社規模の縮小には、株主の意思を問うべきものである（法四四七条・四四八条各三項の問題点）。利益勘定から資本勘定への実質的な振替

令の規定が（計算規則二八六条第一項）ある。しかしながら、そのうち、連結配当規制（計算規則二一条三項七二号・一八六条四号）は、およそ法が予定したものとは考えられない。企業が採用するかどうかは、任意であるから、特に規定を設けて規制する意味はない（上乗せ規制であり、会社が自発的に剰余金分配を自制すればよい）。

私見では、会社法の見地からの整理としては、そもそも、利益の配当と資本の払戻しとは、きちんと区別すべきもので、剩余金の配当として、一本化すべきものではなかつた（配当という文言により、自己株式の取得を含ませることも、ミスリー・ディングである）。資本や資本準備金の減少は、株主の意思に基づくべきことは当然であるが、その現実の払戻しをそれと切り離し、期末配当と紛らわしい形で用い

また、④計算規則四八条二項（新株発行無効判決の効力）のような法解釈を法務省令において定めることが許されないことは、既に述べたとおりである。

えは、組織再編たとえば合併の際には、会計処理としても許容されている（会計のルールのもつ意味、その会社法的なそれを問い合わせない安易な処理は許されない）。

処分は、募集株式の発行等（法一十九条以下）の手続によつてしなければならない、という規制がかけられている。

子会社による親会社株式取得につ

いても、同じ弊害があるのであって、法律の根拠もない連結配当規制適用会社（施行規則二条三項二二号）になれば、その子会社間で親会社株式のキャッシュボーラーをすることによって、処分に関する手続規制も受けず、法一三五条三項の相当の時期の処分義務を免れるというようなことは、許されるはずはない。いかなる意図が働いたものか理解に苦しむ。

⑥計算規則二条三項の定義の中に、会社法の定めから逸脱していると思われる規定がある。たとえば、合併に関し、会社法の定義（法二条二七号・二八号）を引用しながら、カツコで、会社以外の法人とするものやそれによって消滅する会社以外の法人を含む、と規定している（八号・一一号）。これは、明らかに会社法の定義の範囲を逸脱しているよう思われる。

(3) 法務省令自体の問題点

個々に問題にすれば、きりがない。実質的な内容に関する省令の包

括的な問題点の検討としては、法律が規制の内容を大幅に省令の定めに委ねている情報開示に関する事項に絞る（個別の問題については、法律の規定と併せて別に検討したい）。

a 表現

一般私法の性質をもつ法律としては、会社法について、表現・文言が分かりにくく、問題があることは、繰り返し述べてきたところであるが、法務省令は、その細目を定めることを主眼とするだけ、より煩雑である限りにいくものになっている。その典型は、計算規則における定義の多用である。同規則二条三項に定めるものだけで、七二に上る。その定義の文言も、内容も、分かりにくく改まつていない。

大再生産している。金融商品取引法の分かりにくさを批判できない状況にある。

法務省令は、会社法の問題点を拡大するものだけではなく、会社法の定義の文言も、内容も、分かりにくい。当然のことかもしれないが、カツコ書きの多用、冗漫な表現等会社法について指摘した問題点は、全く改まつていない。

b 情報開示・監査

情報開示に関する具体的な規制は、多くが法務省令に委ねられている。会社法は、会社の運営の適正を図る重要な手段としているが、省令の

の定めが、それに相応しいものになつてゐるかどうかが、問題である。ここでは、法務省令の問題点を情報開示に関する事柄に限つて検討する。

まず、総会参考書類の記載事項について、若干の検討をする。参考書類の役割については、既に述べたところである（②a⑤）。個別の議案についての具体的な定めは、役員の選任・解任等・報酬等、計算関係書類（施行規則二条三項二二号）の承認、合併契約等（組織再編・事業譲渡等）の承認についてのみ、存する（施行規則七四条・九一条）。

①施行規則七四条は、取締役選任議案の参考書類記載事項に関する定めである。その記載事項中には、「会社が知つてゐるときは」という限定がされているものがある。子会社の取締役選任議案において、親会社または他の子会社の業務執行者であつた場合（三項一号）、社外取締役候補者が他の株式会社の取締役・執行役・監査役在任中（過去五年間）に不当な業務の執行が行われた事実（四項四号）、特定関係事業者（施行規則二条三項二八号）の業務執行者であること等（六号）である。これに対し、候補者の略歴（一

項一号）、他の法人等の代表者である事実（二項二号）、会社との特別の利害関係（二項三号）等には、そのような限定はない。

この差を設けた理由は、理解し難い。いずれの事項であつても、会社は、相応の調査義務を負うはずである（会社との特別の利害関係は、会社が知つてゐるはずということもあらかもしれないが、候補者本人と同視すべき親族の特別利害関係も、問題である。また、親会社の業務執行者であったことは、略歴に含まれるはずである）。

その調査義務を果たしても、知ることはできなかつたものについては、会社に責任は生じないと解されれる。他方で、その調査をしないでおり、事実として知らなかつたといふことを理由にして、免責されるべきものもない。

四項九号による候補者の意見との関係も問題で、候補者には、参考書類に記載すべき事項について確認すべきものである。同項六号の事項（特定関係事業者の業務執行者であること等）なども、それによつて記載できるはずである。むしろ、三三一条一項二号ないし四号の欠格事由に該当しないことを含め、所要の事

項につき候補者本人に相当の確認をしたことを参考書類上明らかにすべきものとするのが相当である（本人の誓約書を徴すべき義務を課するまでのことはないとしても）。

ちなみに社外取締役候補者についてのみ、他社に在任中の不祥事についての情報を提供すべきものとするのは（注13）、不均衡であり、それ以外の（業務執行）取締役についても、これに相当する情報は、提供されるべきものである。

（注13） ちなみにたとえば役員の不祥事について、在任中のもののみを問題にするだけで足りるかどうか、疑問である（事業報告を含め、これを記載すべき根拠を規則のどの条項に求めるべきかについては、必ずしも明らかでない）。たとえば、内部統制体制の構築は、取締役・監査役の重要な職責であり、その不備がその前または後いずれの不祥事も発覚しないことやその隠蔽に繋がる。就任前の過去の不祥事、退任後の不祥事だからといって、およそ責任がないわけではない。過去（在任前）の不祥事が発覚したときには、対処したかも、取締役等としての適性を判断するのに重要なことである。

②これは、監査役選任議案に関する場合（施行規則七六条）についても、同じである。

なお、③会計参与、会計監査人候補者についての施行規則七五条四号、七六条五号による業務停止処分に関する参考書類に記載することが適切（逆にいえば不必要）と判断する基準は、明確でない。

④退職慰労金額を支給基準に従うことと条件にした一任決議をするとときは、その基準の内容を参考書類に記載しないときは、「各株主が当該基準を知ることができるようにするための適切な措置を講じている」とを要求するが、従前（改正前商法施行規則一三条四項一号）より具体性に欠ける。

⑤その他の議案に関する会社法制定前の商法施行規則一三条一項一三号（提案の理由）に該当する規定はなく、施行規則七三条二項の「この節に定めるもののほか、株主の議決権の行使について参考となる事項を記載することができる」との定めに基づいて記載することになる。

しかし、この規定を削除したことには、疑問がある。会社法とそれに基づく法務省令は、基本的な原理・原則を明らかにして、その具体化は会社に任せることの態度を採用してはいない。枝葉末節まで規定しようとしている。それが、成功していない

いことは明らかだが、利用者がそのようにされていると理解する事態が起ることは、十分予測される。そうすると、明らかな義務規定（既存のもの）の脱落は、その記載の要否の判断を会社に任せたかのように受け取られ兼ねない。

しかしながら、会社（その業務担当者は取締役）が総会の決議を求めるとして議案を提出するのであるから、株主がその業務執行者の意図を理解して、議決権を行使することができるよう、その判断をするための情報（提案の理由）を参考書類に記載すべきことは、当然の要請である。たとえば、定款変更の議案であれば、その変更（既存の条項を変更するものに限らず、新しい条項を追加する場合も多い）が何を目的とするもので、会社がなぜそれを必要とするのか、その事由を記載し、説明すべきことは、当然といわなければならない。

⑥株主提案に対する取締役（会）の意見の記載につき、施行規則九三条一項二号は、「それがあるときは、その意見の内容」と定める。しかし、会社の経営者の立場から、株主からの提案についてきちんと検討し、株主に対し、議決権行使の参考

のための情報として、その検討内容と結果（その是非）を説明するのと同様である。株主の提案を是とするか、非とするかの取締役の意見は、なければおかしい。取締役は、その意見を表明すべきものであり、その意見は、「記載することができる」事項ではなく、記載しなければならない事項なのである。

⑦事業報告（法四三五条二項三項）については、施行規則において、極めて奇妙な整理がされている（もつとも、基本的な原因是、会社法がこれを会計監査人監査の対象から除外したことにある）。事業報告

は、会社法制定前は、営業報告書と呼ばれていた。改正前商法二八一条一項は、決算期に取締役が作成すべき書類の一つとして、貸借対照表、営業報告書、利益処分・損失処理案とともに、営業報告書を掲げていた（三号）。同条は、単に左の書類を作成することを要すると定め、これらを包括した名称を定めてはいなかつたが、一般にその四つの書類は、計算書類と総称されていた。

会社法の下では、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動報告書、個別注記表の四つ（会社の財産および損益の状況を示すために必要かつ

適当なもの)が計算書類とされる(四
三条二項、計算規則九一条一項)。
事業報告は、計算書類という総称に
は含まれない。また、利益処分・損
失処理案は、総会議案(委員会等設
置会社では取締役会の決定であった)
であつて、もともと計算書類と呼ぶ
のがふさわしいものではなかつた。
事業報告は、会社の状況一般を記
載し、報告するものであり、その内
容は、計算なし会計に関する事項
に限定されない(これは、営業報告
書についても、同じであつた)。し
たがつて、これを法律上計算書類と
呼ばないことには、何ら問題はない。
しかし、事業報告は、貸借対照表
や損益計算書のような計数によつて
表示したのでは、株主等の利害関係
者に的確に理解できない会社の状況
一般を明らかにするものであつて、
いわば、取締役による当該事業年度
の会社の活動と成果についての総括
(報告)である(金融商品取引法に
おける有価証券報告書から財務諸
表・附属明細表を除いたものに近
い)(注14)。これが会社の財産や損
益の状況に関する事項を含むこと
は、明らかである。計算・会計に關
する事項を全くその内容にしないと
考えることは、およそおかしい。

しかし、そのことについての的確な認識が欠けていたから、会社法は、事業報告について会計監査人の監査対象から除外した。そして、施行規則一一八条は、会社の状況から、カツコ書で、計算書類・附属明細書・連結計算書類の内容となる事項を除く、としている。この意味は、全く理解できない。

事業報告の内容として、たとえば、今事業年度の営業損益や経常損益がいくらであつたか、その結果を

事業報告は、会社の状況一般を記載し、報告するものであり、その内容は、計算なしし会計に関する事項に限定されない（これは、営業報告書についても、同じであつた）。したがつて、これを法律上計算書類と呼ばないことには、何ら問題はない。

しかし、事業報告は、貸借対照表表示したのでは、株主等の利害関係や損益計算書のような計数によつて

(適當なもの)が計算書類とされる(四
三五条二項、計算規則九一条一項)。
事業報告は、計算書類という総称に
は含まれない。また、利益処分・捐
失処理案は、総会議案(委員会等設
置会社では取締役会の決定であつた)
であつて、もともと計算書類と呼ぶ
のがふさわしいものではなかつた。

(注14) 有価証券報告書は、投資家保護のため、有価証券を発行する会社に関する情報を見明らかにするものである（貸借対照表等の財務諸表は、その一部をなす）。投資家の中には、株主も含まれるが、会社法によつて、決算期ごとに取締役が作成し、定期総会へ提出する等の方法で株主に示され、その一部については総会の承認が必要とされることが原則とされる書類（計算書類・事業報告・附属明細書）は、会社の実質的な所有者とされ、取締役の選・解任権をもつ株主に対し、取締役がその業務執行の内容と成果を報告し、その権限の行使の参考に供するという趣旨が含まれるものである。計算書類は、財務諸表と基本的に同じでよいとされ、事業報告は、有価証券報告書における開示内容より広範であるが、その詳細性については、限界がある。

もたらした事由が何であつたかは、最も重要な事項である。しかし、その損益の係数自体は、明らかに損益計算書に記載されている。これを事業報告の内容から除外するような規定は、およそ奇妙なものである。現に、施行規則一二〇条三号、四号、五号イロ、七号等は、明らかに計算書類や連結計算書類の内容を構成する事項である（注15）。そして、その内容は、計算書類等の内容と合致しなければならない。

しなくてもよいというのは、たとえば施行規則七三条三項と同趣旨であり、それなりに理屈は通る（頭から事業報告の内容ではないとするものではない）。それでも、それが親切かどうか、という問題は起こる。会社の状況に関する重要な事項は、可能な限り、計算書類を一々ひっくり返さなくては、事業報告で分かるようにするのだが、親切である（事業報告は、取締役による会社の状況全般に関する基本的な説明であるべきだからである）。煩

もたらした事由が何であつたかは、最も重要な事項である。しかし、その損益の係数自体は、明らかに損益計算書に記載されている。これを事業報告の内容から除外するような規定は、およそ奇妙なものである。規定は、施行規則一二〇条三号、四号、五号イロ、七号等は、明らかに計算書類や連結計算書類の内容を構成する事項である（注15）。そして、その内容は、計算書類等の内容と合致しなければならない。

（注15） 施行規則一二〇条二項後段は、それが連結計算書類の内容となつていいときは、当該事項を事業報告の内容としないことができる、と規定している。これは、明らかに一七八条一号の表現と異なる。連結計算書類の内容となつていて、それによって知ることができる事項は、重ねて事業報告に記載

施行規則一一八条は、事業報告の内容を定めるが、その一号の規定のおかしさ（カッコ書による除外）については、既に述べた。二号は、いわゆる内部統制体制の整備に関する取締役の決定または取締役会の決議があるときは、その内容の概要と定める。この定めも、問題である。

いわゆる内部統制体制（計算・会計処理の適正確保体制を含む）の整備も、会社の状況の一部であり、これを会社の状況と切り離すべきではない。さらに、その決定や決議の内容（つまりは、作文）だけを記載しても意味はない。現に行われている体制の具体的な内容を明らかにするべきものである。もし、重要な業務決定事項として、取締役による決定や取締役会決議の内容を記載させるにとどまらず、その体制の執行の状況（運用の状況）をも報告させるべきものである。それによって、監査の充実も図ることができる（これを会計監査人の監査対象から除外した法の欠陥については、あえて繰り返さない）。

雑である等の理由でどうしても重複を厭うのであれば、参考すべき箇所を明らかにすべきである。

雑である等の理由でどうしても重複を厭うのであれば、参考すべき箇所を明らかにすべきである。

スリーディングな定めである。同条は、公開会社の事業報告においては、前記一一八条の定めを受けて「前条各号に掲げる事項のほか」、①会社の現況に関する事項、②役員に関する事項、③株式に関する事項、④新株予約権に関する事項を、その内容としなければならないとする。そして、その各事項の細目は、一二〇条から一二四条において定められてい。

しかし、これらの事項、特に会社の現況に関する事項は、明らかに「会社の状況」（施行規則一一八条一号）の根幹をなすものである。非公開会社においても、事業報告の内容とすべき会社の状況に関する重要な事項として、これらの事項を全て除くこと（これら以外の事項のみが会社の状況に関する重要な事項であるとする）は、不可能である（その全てが、必要的記載事項ではないというにとどまる）。つまり、一一九条に掲げる事項は、会社の状況の主重要な一部をなすものである。施行規則の条文は、これを文字どおり受け取ると、実務に混乱を招きかねない。

また、施行規則一二〇条二項は、連結計算書類作成会社では、「会社の現況」を「企業集団の現況」とすることができる、と定める。しか

し、完全持株会社のような場合に
は、企業集団の状況、特に重要な全子会社ごとの現況こそが重要な
であり、これを記載しないなどとい
うことは、許されない（会社に選択
の余地はない）。同条一項七号の定
め（ちなみに、重要な親会社という
表現はおかしい）も、不備である。
個々の記載事項については、改め
て検討することにするが、従前の扱
いとの関連で気になる若干の点を指
摘しておきたい。

後発事象についての開示の要求が
明示されていない（まさかそれを不
必要とする趣旨ではなかろうが、あ
えてこれを規定しないものとする必
要はない）。

後発事象についての開示の要求が明示されていない（まさかそれを必要とする趣旨ではなかろうが、あってこれを規定しないものとする必要はない）。

施行規則一一九条二号の会社役員に関するカツコ書は、一二一条九号のカツコ書とも関連するが、このような注釈を付ける必要はない（誤解を招く）。その各号の解釈によることは明らかである。たとえば、役員報酬については、当該事業年度内に在任していた者全員（直前の定時総会前に退任した者を含めなければおかしい）が含まれるべきである。また、過去の役員の不祥事が発覚した場合なども、記載すべきである（前掲（注13）参照。役員に関する事項を会社の現況と区別する基準が明確

役員報酬の総額開示が事業報告で
されることとは、昭和五六年改正以来
の懸案を解決するものであり、進歩
である。個別開示も可能だが、強制
はされていない。少なくとも総会決
議以外の方法での役員の責任の一
免除（四二六条・四二七条）が可
能な場合には、個別開示を求めるべき
である（実務界との妥協が必要な
ら、附属明細書での開示を許すこと
まで譲歩してもよい）。

社外役員に関する開示（施行規則一二四条）とそれ以外の役員に関する開示とのバランスが適当かどうかにも疑問がある。

施行規則一二七条による会社の支配に関する基本方針についての開示の意味は、はつきりしない。いわゆる企業防衛策に関するものであるが、企業防衛策については、法律に全く根拠がないから（注16）、この事項の開示がもつ法律的な効果（情報提供の意味はあるにせよ）は、全く不明確である（法律の不備の反映）。

(注16) 本来企業防衛策については、金融商品取引法との調整（会社法の守備範囲）を含め、手続・内容につき十分検討して手当てをすべきものであった。

⑧監査に関しては、監査報告書の記載事項等検討。指摘すべき事項は

多いが、ここでは、手続的なものについてのみ、若干の指摘をする。たとえば、施行規則一三二条の特定取締役、特定監査役（五項で、監査委員も監査役だとしている）という定めは、分かりにくい。一項で突然現れるが、四項、五項にその定義があることを示しておくべきである（特定取締役は、法三七三条の特別取締役と紛らわしいという指摘がある）。

また、施行規則一三二条三項、計算規則一五八条三項・一六〇条三項は、監査報告（会計監査報告）の内容の通知が、期限までにされないとみなし、としているが、その趣旨は、理解が困難である（その提出がないまま手続を進めて、直ちに取締役の責務に違反することにならないことは、これまで認められた）。現実に監査報告がされない場合、仮に総会で承認決議があつても、その決議には、取消理由がある、というのが従前の法解釈であつた。これを変更する趣旨を含むとすれば、大問題である。

⑨組織再編に関する事前の情報開示の問題点については、別稿に譲る（拙稿『法務省令の問題点—組織再編に関連して』ジュリスト一三一五号二二頁参照）。